

個人情報保護方針

施行 平成17年10月1日

一般社団法人 下松工業会

一般社団法人 下松工業会（以下、「当会」という）は、「個人情報の保護に関する法律」の規定に基づき、個人情報を適切に取り扱うことが社会的責務であることを認識し、以下の通り取組みます。

1. 当会は、適正に取得した個人情報を当会の目的事業に関する業務のために利用します。
 - (1) 生徒への支援並びに教育及び工業技術の振興に関する事業に係る業務。
 - (2) 会員相互の交流と啓発に関する事業に係る業務。
 - (3) 講習会、講演会並びに研修会等の開催における講師、講演者及び参加者の公表等に係る業務。
 - (4) 機関紙の発行事業における発行及び配付に係る業務。
 - (5) 下松工業同窓会館の運営事業における関連業務。
 - (6) その他当会の目的を達成するために必要な事業における次の業務。
 - ①同窓会名簿の発行（5年毎）、改定（随時）及び配付（発行時、会員対象有償配付）に係る業務。
 - ②役員名簿の発行（2年毎）、改定（随時）に係る業務。
 - ③諸会議出席者名簿の発行（随時）に係る業務。
 - ④ホームページに掲載（随時更新）する組織概要、本部、支部、学年幹事、下松工業会報、校歌・応援歌、下松工業会館、事務局、会員のホームページ紹介、同窓生芸術館、ふるさとからの発信、在校生からの発信、ふるさとへの発信に関する業務。
2. 当会は、個人情報を取得する場合は適法かつ公正な手段により行います。
3. 当会は、個人情報及び個人データを次の通り管理します。
 - (1) 個人データの正確かつ最新性を保ちます。
 - (2) 個人データの安全性を確保するため、管理体制及び情報通信技術の両面から合理的な安全対策を講じ、個人データへの不正アクセス、個人データの紛失、破壊、改ざん、漏洩等の防止に努めます。
 - (3) 個人情報管理者を任命し、個人情報の適正な管理を実施します。
 - (4) 「個人情報管理規程」を定め、役職員に対し、個人情報の保護及び適正な管理方法についての教育啓発を行い、個人情報の適正な取り扱いを徹底します。また、個人データの取り扱いを委託する場合には、守秘義務契約の締結等により委託先においても適正に取り扱われるよう管理、監督します。
4. 当会は、法令に定める場合を除き、個人データを、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供することはありません。
5. 当会は、個人情報の保護に関する法律に定める保有個人データの開示、訂正、利用停止、消去等の請求に適切に対応します。
6. 当会は、個人情報の取り扱いに関する苦情について、適切かつ迅速に対応します。
7. この方針の改廃は、理事会の議を経て行います。

以上

個人情報管理規程

施行 平成17年10月1日

一般社団法人 下松工業会

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 下松工業会（以下、「当会」という。）が有する個人情報の適切な取り扱い及び遵守すべき事項を定め、もって個人情報の適正な管理を行うことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当会の役職員に対して適用する。

- 2 個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合も、この規程の趣旨に従って、個人情報の適正な管理を図るものとする。

(定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

事業遂行上の目的から収集、処理された情報であって、その内容から特定の個人を識別できるものをいう。（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人データ

特定の個人情報をコンピューターを用いて検索することができるように体系的に構成したもの、又は個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成しかつ目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものにおいて、それらに含まれる個人情報という。

(3) 保有個人データ

個人データのうち、当会がその開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことができる権限を有するものをいう。ただし、その存否が明らかになることにより、公益その他の利益が害されるもの、又は6ヶ月以内に消去することとなるものは除く。

(4) 本人

個人情報によって識別される特定の個人

(5) 個人情報管理者

個人情報管理の取り扱いに関する責任と権限を有する者（当会では、専務理事がこの任にあたる）

(6) 利用

当会内において個人情報を処理すること

(7) 提供

当会以外の者に、当会の保有する個人情報を利用可能にすること

第2章 個人情報の取得

(利用目的の特定)

第4条 当会は、定款に定める事業遂行に必要な個人情報を取り扱うに当たって、その利用目的を次の通り特定する。

- (1) 生徒への支援並びに教育及び工業技術の振興に関する事業に係る業務。
 - (2) 会員相互の交流と啓発に関する事業に係る業務。
 - (3) 講習会、講演会並びに研修会等の開催における講師、講演者及び参加者の公表等に係る業務。
 - (4) 機関紙の発行事業における発行及び配付に係る業務。
 - (5) 下松工業同窓会館の運営事業における関連業務。
 - (6) その他当会の目的を達成するために必要な事業における次の業務。
 - ①同窓会名簿の発行（5年毎）、改定（随時）及び配付（発行時、会員対象有償配付）に係る業務。
 - ②役員名簿の発行（2年毎）、改定（随時）に係る業務。
 - ③諸会議出席者名簿の発行（随時）に係る業務。
 - ④ホームページに掲載（随時更新）する組織概要、本部、支部、学年幹事、下松工業会報、校歌・応援歌、下松工業会館、事務局、会員のホームページ紹介、同窓生芸術館、ふるさとからの発信、在校生からの発信、ふるさとへの発信に関する業務。
- 2 利用目的の変更は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると、合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。
- 3 利用目的を変更した場合は本人に通知し、又は公表しなければならない。

(個人情報の取得)

第5条 当会は、適法かつ公正な方法により、利用目的達成に必要な限度においてのみ、個人情報を取得する。必要のない個人情報を取得してはならない。

- 2 個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

第3章 個人情報及び個人データの利用

(個人情報の利用)

第6条 当会は、個人情報管理者又は個人情報管理者から具体的な権限を与えられた者（以下、従業者という）のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて個人情報を利用できる。

- 2 あらかじめ本人の同意を得ないで、第4条で特定された利用目的の達成に必要な限度を超えて、個人情報を利用してはならない。

第4章 個人データの適正管理

(データ内容の正確性の確保)

第7条 当会は、個人データを利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理する。

(安全管理措置)

第8条 当会は、個人データに関するリスク（個人データへの不正アクセス、個人データの紛失、破壊、改ざん及び漏えいなど）に対して、必要かつ適切な安全管理対策を講じる。

(従業者の監督)

第9条 当会は、従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、個人データの安全管理が図られるよう、従業者に対する必要かつ適切な監督を行う。

(委託先の監督)

第10条 当会は、個人データの取り扱いを委託する場合は守秘義務契約を締結する等、委託先においても適正に取り扱われるよう必要かつ適切な監督を行う。

(第三者提供禁止の原則)

第11条 当会は、個人データを、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第三者に提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、個人データについて次に掲げる事項すべてを、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、当該個人データを第三者に提供することができる。

- (1) 第三者への提供を利用目的とすること
- (2) 第三者に提供する個人データの項目
- (3) 第三者への提供の手段又は方法
- (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

第5章 保有個人データの取り扱い（開示・訂正・利用停止・消去等）

(保有個人データの公表)

第12条 当会は、次の事項について常に本人の知りうる状態に置くものとする。

- (1) 保有個人データとその利用目的
- (2) 開示、訂正、利用停止等の手続き
- (3) 保有個人データに関する苦情相談窓口

2 当会は、保有個人データについて、本人から利用目的の通知の求めがあった場合は、遅滞なくこれに応ずる。

(保有個人データの開示、訂正等)

第13条 当会は、保有個人データについて、本人から開示を求められた場合は、遅滞なくこれに応じる。

2 当会は、前項に基づく開示の結果、誤った保有個人データがあり、訂正又は削除を求められた場合は、調査を行い、事実でないと判明した場合はこれに応ずる。訂正、削除を行った場合、又は訂正を行わない決定をした場合は、本人に対してその旨通知する。

(保有個人データの利用停止等)

第14条 当会は、保有個人データについて、本人から第5条1項、第6条2項に違反しているという理由で利用停止又は消去を求められた場合、及び第11条に違反しているという理由で第三者への提供の停止を求められた場合、その求めに理由があると判明した場合は、これに応じ、本人に対してその旨通知する。

第6章 管理体制

(個人情報管理者)

第15条 当会は、専務理事を個人情報管理者とする。

- 2 個人情報管理者は、当会における個人情報の取り扱いに関し全ての権限を有し、責任を負う。
- 3 個人情報管理者は、次のことを行う。

- (1) 当会における全ての個人情報の特定と適正な管理
- (2) 個人データの漏洩防止のため、物理面、技術面及び組織面における個人データの性質に応じた合理的な安全対策の実施
- (3) 個人データの保護に関し十分な水準を有する情報委託先の選定と適正な契約締結及び管理、監督
- (4) 不要となった個人データの迅速かつ確実な廃棄、消去

(教育)

第16条 個人情報管理者は、個人情報管理の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、役職員に対し、継続的かつ定期的に教育を行う。

(監査)

第17条 会長は、監査に当会の個人情報の管理が適正に実施されているか、定期的に監査を行わせる。
2 監査は、監査結果を会長に報告する。

(苦情及び相談)

第18条 当会における個人情報の取り扱いに関する苦情、相談窓口は、個人情報管理者とする。
2 個人情報管理者は、苦情及び相談に対して、適切かつ迅速に対応しなければならない。

第7章 雑則

(公表)

第19条 この規程は、個人情報の利用目的を公表するため、当会のホームページに掲載する。

(運用細則)

第20条 個人情報管理者は、この規程の運用のために必要な細則を定めることができる。

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

施行日 社団法人 下松工業会 平成17年10月1日

★名称変更 一般社団法人 下松工業会 平成24年4月1日
★定款改訂の伴う文言の改訂 平成24年4月1日